

## 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

### 1 概要

予約型乗合タクシー「おれんじ号」の運行に対し、国から「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）」の交付を受けている。

第2回江田島市公共交通協議会において、江田島北部大須朝夕便の運行の態様を「区域運行」から「路線定期運行」に変更することの承認を受けたことに伴い、本補助金の交付に必要な「地域内フィーダー系統確保維持計画」の認定について、次のとおり変更認定申請を行う

### 2 変更の理由

地域内フィーダー系統確保維持計画の内容がデマンドタクシー（区域運行）の記載のみであり、大須朝夕便（路線定期）の記載を加える必要があるため。

### 3 主な内容

#### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新たに大須朝夕便（路線定期）に係る記載を追加する。

#### 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

稼働率目標をデマンドタクシーと大須朝夕便（路線定期）に分割し、大須朝夕便（路線定期）分は有人稼働率目標として、見直し基準に掲げる数値を計上する。

#### 【目標設定について】

- ・これまでの目標は、江田島北部線を1系統と考え、大須朝夕便を含めて全3系統という形で表記している。
- ・また、デマンドタクシーの運行の見直し基準として稼働率を掲げていることから、この稼働率基準を目標として掲げている。
- ・今回、新たに大須朝夕便（路線定期）の目標を設定するに当たり、上記の目的に沿って目標を設定することで、これまでの取組みとの整合性が図れることから、稼働率に準じた形で「有人稼働率」（全運行便数中、1人以上が乗車していた便数の割合）を目標として設定することとしたもの。

### 4 補助金算定に係る計算表等について

別添のとおり（広島運輸支局との協議の中で数値が変更する可能性あり）

(変更案：修正箇所を赤字で表記)

## 地域内フィーダー系統確保維持計画（抜粋）

○計画期間 平成29年度から平成31年度

○地域内フィーダー系統維持計画の名称

「江田島市地域内フィーダー系統確保維持計画」

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

江田島市の公共交通は、住民の生活圏が広島市や呉市におよんでいることから、必然的に航路が基軸を担い、市内の主要拠点間の移動を路線バスが担っている状況である。しかし、近年の人口減少やマイカー利用の増加等により、公共交通の利用者は減少傾向にある。

バスの路線体系については、現在市内を運行している江田島バス(株)が、路線一元化前の呉市交通局、能美バス(株)の路線を引き継いでおり、幹線、枝線のメリハリが不明確な状況である。また、路線はあるものの、利用者の活動にマッチしていない部分もあり、利用者が伸びない一因となっている。

一方、市内にはマイカーが無ければ移動に不便を生じる地域が多く存在しており、高齢化等によりマイカーを利用できない方を中心に、通院・買物等における移動手段確保のニーズが高まりつつある。このため、移動ニーズ等により幹線・枝線を明確化し、路線バスで対応できない部分についてはタクシー等を活用することとした。

(江田島北部地区デマンドタクシー・大須朝夕便(路線定期))

当該地区においては、地域内を経由する路線バス(小用～切串～大須線)が運行していたが、主に小中学生の通学に合わせた運行ダイヤであったため、10時～14時の運行が全くなく、栈橋や医院への移動手段がタクシーのみという状況にあった。

このため、路線バスをスクールバスとして運行し、代わりにデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、公共交通空白地域の住民の地域内での通院・買物などの移動ニーズに応えるとともに、広島港行きフェリー(切串西沖栈橋)や呉市天応栈橋行きフェリー(切串吹越栈橋)へと乗り継げるように、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

また、早朝夜間には路線定期型乗合タクシーを運行することで、本地域から広島港行きフェリー(切串西沖栈橋)や呉港行きフェリー・高速船(小用栈橋)、市内各所行き路線バス(小用栈橋)へと乗り継ぎ、広域的な通勤・通学の移動ニーズに応えることを目的とする。

(沖美(北部・南部)地区デマンドタクシー)

当該地区においては、地域内を経由する路線バス(沖美線)が運行しているが、運行距離に対して利用者が少なく、日中の便数が少ないため、地区住民の通院や買物などの移動ニーズを十分に満たすことができない状況にあった。

このため、路線バスを朝夕のみの運行とし、日中はデマンド運行型乗合タクシーを導入することで、公共交通空白地域の住民の地域内での通院・買物などの移動ニーズに応えるとともに、広島港行きフェリー(三高栈橋)や高速船(中町・高田栈橋)へと乗り継げるように、広域的な移動ニーズに応えることを目的とする。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### (1) 目標

路線バスに代わる新たな公共交通として、桟橋や医療機関、商業施設など住民の移動ニーズに細やかに対応した交通機関となるべく、航路や路線バスとの乗り継ぎを可能にするダイヤを設定するなど、住民の活動機会の創出を図る。

このため、利用者の増加を目指して利用促進を図り、次の内容を平成29年度から平成31年度の目標とするとともに、平成31年度に目標の見直しを行う。

「4系統全体の収支率 15%」

近年の4系統全体の収支率が、平成25年度…14.59%、平成26年度…13.28%、平成27年度…12.11%と推移していることから、過去3年で最も収支率の高かった平成25年度の収支率に近い率を目標とすることにより、運行の維持及び利用促進につなげていく。

「上下便のいずれかの稼働率 50%」 (デマンドタクシー)

近年の3系統全体の稼働率が、平成25年度…52.3%、平成26年度…54.0%、平成27年度…53.8%と推移している。運行基準で上下便のいずれも50%を下回ると減便することとなるため、目標とすることにより運行を維持することが可能となる。

「上下便のいずれかの有人稼働率 25%」 (大須朝夕便 (路線定期))

区域運行時の稼働率が、平成25年度…28.6%、平成26年度…33.9%、平成27年度…31.5%と推移している。運行基準で上下便のいずれも25%を下回ると減便することとなるため、目標とすることにより運行を維持することが可能となる。

### (2) 効果

当該路線を維持・確保することで、地域内の通院や買物など高齢者の日常生活に必要な不可欠な移動手段や、通勤・通学のために必要な移動手段が確保される。

また、桟橋で広島行き航路 (フェリー・高速船) との接続により、広島市への移動手段の確保及び高齢者の外出機会の創出に繋がる。

さらには、利用実態に応じた最低限必要な便数を確保する等により、限られた財源の中で運行を継続・維持していくことが可能となる。

## 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者 (表1)

○地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱「表1」添付

○運行の態様 デマンドタクシー・乗合バス

運行内容については、別紙チラシを参照。

昨年度実績により、引き続き同事業者を選定する。

}

## 5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・【江田島北部線】株式会社 江田島タクシー
- ・【沖美北部線】三高タクシー
- ・【沖美南部線】有限会社 能美タクシー
- ・【江田島北部大須朝夕便 (路線定期)】株式会社 江田島タクシー

(参考)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費補助金)  
 変更認定申請に係る国庫補助申請額 新旧対照表

(単位:千円)

年度	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行の 態様	新		旧		差引き
				確保維持 事業に要 する国庫 補助額	国庫補助 金内定申 請額	確保維持 事業に要 する国庫 補助額	国庫補助 金内定申 請額	国庫補助 金内定申 請額
平成29年度	(株)江田島タクシー	(1-1) 江田島北部線	区域運行	399.0		414.0		
	(株)江田島タクシー	(1-2) 江田島北部線 (朝夕便)	区域運行	495.0	894	1,031.0	1,445	△ 551
	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線 (朝夕便)	路線定期	634.0	634	-	-	634
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	区域運行	380.5	380	380.5	380	0
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	区域運行	2,321.0	2,321	2,321.0	2,321	0
	国庫補助金内定申請額(千円)			-	4,229	-	4,146	83
平成30年度	(株)江田島タクシー	(1-1) 江田島北部線	区域運行	346.0		411.0		
	(株)江田島タクシー	(1-2) 江田島北部線 (朝夕便)	区域運行	-	346	1,031.0	1,442	△ 1,096
	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線 (朝夕便)	路線定期	1,260.0	1,260	-	-	1,260
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	区域運行	377.5	377	377.5	377	0
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	区域運行	2,313.0	2,313	2,313.0	2,313	0
	国庫補助金内定申請額(千円)			-	4,296	-	4,132	164
平成31年度	(株)江田島タクシー	(1-1) 江田島北部線	区域運行	411.0		411.0		
	(株)江田島タクシー	(1-2) 江田島北部線 (朝夕便)	区域運行	-	411	1,031.0	1,442	△ 1,031
	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線 (朝夕便)	路線定期	1,260.0	1,260	-	-	1,260
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	区域運行	377.5	377	377.5	377	0
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	区域運行	2,321.0	2,321	2,321.0	2,321	0
	国庫補助金内定申請額(千円)			-	4,369	-	4,140	229
合 計			-	12,894	-	12,418	476	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持 事業に要 する国庫 補助額(千 円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
広島県	(株)江田島タクシー	(1-1) 江田島北部線	399.0	894		デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線 9-13-1・14-14-1・15-39系統 小用バス停 ●上村汽船線: 広島~西沖航路: 切串港、瀬戸内 シーライン線: 呉~小用航路: 小用港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定	③
江田島市	(株)江田島タクシー	(1-2) 江田島北部線 (朝夕便)	495.0			デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線 14系統 小用バス停 ●上村汽船線: 広島~西沖航路: 切串港、瀬戸内 シーライン線: 呉~小用航路: 小用港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定	③
	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線 (朝夕便)	634.0			乗合バス型	① ②-(1)	●江田島バス線 2・4・14・15・16・39・44系統 小用 バス停 ●上村汽船線: 広島~西沖航路: 切串港、瀬戸内 シーライン線: 呉~小用航路: 小用港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定	③
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	380.5			デマンド型	②-(1)	●江田島バス線: 9-24-35-37-39-49系統: 中町核 心バス停...乗換円滑化 ●瀬戸内シーライン線: 広島~三高航路: 三高港、 広島~高田・中町航路: 高田港・中町港...乗り継ぎ に適したダイヤの設定	③
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	2,321.0			デマンド型	① ②-(1)	●江田島バス線: 35-39系統: 中町核 24系統: 差 込口...乗換円滑化 ●瀬戸内シーライン線: 広島~三高航路: 三高港、 広島~中町航路: 中町港...乗り継ぎに適したダイ ヤの設定	③
合 計				4,229.0					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,229.0			国庫補助 上限額(千 円)	7,054	

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	29年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	530 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	530 千円
	営業費用	4,304 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	4,304 千円
営業損益	▲ 3,774 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,774 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	703.7 時間	経常収支率	12.31 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	6,116円24銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	753円.16銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1-1	江田島北部	大須	江田島町	小用	144 日	576 回	0.7 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	403.2 時間	
	1-2	江田島北部(朝夕)	大須	江田島町	小用	182 日	1,001 回	0.5 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	500.5 時間	
合計	系統							1.2 時間	0.0 時間	0.0 時間		903.7 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ク以上の額:コ	カーヨ=タ	タ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	1-1	1,101,832 円	303,674 円	798,158 円	798,158 円	798 千円	399.0 千円		
	1-2	1,367,726 円	376,956 円	990,770 円	990,770 円	990 千円	495.0 千円		
		円		円	円				
		円		円	円				
合計		2,469,558 円	680,630 円	1,788,928 円	1,788,928 円	1,788 千円	894 千円	3413千円	894 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
山陽	1-1	2,162,393 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	1-2	2,684,222 円										
		円										
		円										
合計		4,846,615 円	3,952,615 円	円	%	3,952,615 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	29年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	182千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	182千円
	営業費用	3,310千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	3,310千円
	営業損益	▲3,128千円	営業外損益	千円	経常損益	▲3,128千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	17,389.7 km			経常収支率	5.49 %	

  

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	182千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ')	182千円
	営業費用	3,310千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ')	3,310千円
	営業損益	▲3,128千円	営業外損益	千円	経常損益	▲3,128千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	17,389.7 km			経常収支率	5.49 %	

  

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	182千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ'')	182千円
	営業費用	3,310千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ'')	3,310千円
	営業損益	▲3,128千円	営業外損益	千円	経常損益	▲3,128千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	17,389.7 km			経常収支率	5.49 %	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
山陽	190円 34銭	190円 34銭	190円 34銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) <sup>2</sup> = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	190円 34銭	345円 74銭	190円 34銭	10円 46銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ				
山陽	1	江田島北部(朝夕便)	大須	江田島町	切串	183日	549回	往5.2Km (平均) 復5.2Km 5.2km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	100%	2,854.8km		
	2	江田島北部(朝夕便)	大須	江田島町	小用	183日	##回	往11.5Km 復11.5Km 11.5km	往0.0Km 復0.0Km 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km 0.0Km	100%	4,209.0km		
						日	回	往. Km 復. Km . Km	往. Km 復. Km . Km	往. Km 復. Km . Km	%	. km		
						日	回	往. Km 復. Km . Km	往. Km 復. Km . Km	往. Km 復. Km . Km	%	. km		
合計	系統							往7.7Km (平均) 復7.7Km 7.7km	往. Km 復. Km . Km	往. Km 復. Km . Km		7,063.8km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	543,382 円	10円 46銭	29,861 円	513,521 円	513,521 円	513千円	256千円		
	2	801,141 円	10円 46銭	44,026 円	757,115 円	757,115 円	757千円	378千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		1,344,523 円	10円 46銭	73,887 円	1,270,636 円	1,270,636 円	1,270千円	634千円	3,413千円	634千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラウ	ウの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
山陽	1	510,867 円																			
	2	753,200 円																			
		円																			
		円																			
合計		1,264,067 円	633,067 円	円	%	633,067 円	100 %	円	%	円	%	円	%								

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ハ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	有限会社 能美タクシー	29年度
------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,205 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,205 千円
	営業費用	4,508 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	4,508 千円
営業損益	▲ 3,303 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,303 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間 1,551.6	経常収支率	26.73 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,905円38銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	776円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ					
山陽	1	沖美南部	三吉	沖美町・能美町	中町	293 日	2,637 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	2,373.3 時間	
合計		系統					0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,373.3 時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	6,485,564 円	1,843,128 円	4,642,436 円	4,642,436 円	4,642 千円	2,321.0 千円		
		円		円	円				
	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		6,485,564 円	1,843,128 円	4,642,436 円	4,642,436 円	4,642 千円	2,321 千円	2742千円	2,321 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	1	5,052,210 円												
		円												
		円												
		円												
合計		5,052,210 円	2,731,210 円	円	%	2,731,210 円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持 事業に要 する国庫 補助額(千 円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
広島県	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線	346.0	346		デマ ンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:9・13・14・14-1・15・39系統:小 用バス停 ●上村汽船線:広島~西沖航路:切串港、瀬戸内 シーライン線:長~小用航路:小用港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定	③
江田島市	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線 (朝夕便)	1,260.0	1,260		乗合バス型	① ②-(1)	●江田島バス線:2・4・14・15・16・39・44系統:小用 バス停 ●上村汽船線:広島~西沖航路:切串港、瀬戸内 シーライン線:長~小用航路:小用港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定	③
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	377.5	377		デマ ンド型	②-(1)	●江田島バス線:9・24・35・37・39・45系統:中町橋 橋バス停...乗換円滑化 ●瀬戸内シーライン線:広島~三高航路:三高港、 広島~高田・中町航路:高田港・中町港...乗り継ぎ に適したダイヤの設定	③
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	2,313.0	2,313		デマ ンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:35・39系統:中町橋橋、24系統:長 長口...乗換円滑化 ●瀬戸内シーライン線:広島~三高航路:三高港、 広島~中町航路:中町港...乗り継ぎに適したダイ ヤの設定	③
合 計				4,296					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,296				国庫補助 上限額(千 円)	7,054

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	30年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	316 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	316 千円
	営業費用	977 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	977 千円
営業損益	▲ 661 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 661 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間 382.2	経常収支率	32.34 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,556円25銭	2732円.72銭	2,556円.25銭	826円.79銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	江田島北部	大須	江田島町	小用	143 日	572 回	0.7 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	400.4 時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		
合計	系統						0.7 時間	0.0 時間	0.0 時間		400.4 時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
山陽	1	1,023,522 円	331,046 円	692,476 円	692,476 円	692 千円	346.0 千円		
		円	円	円	円				
		円	円	円	円				
合計		1,023,522 円	331,046 円	692,476 円	692,476 円	692 千円	346 千円	3417千円	346 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	1	692,476 円												
		円												
		円												
		円												
合計		692,476 円	346,476 円	円	%	346,476 円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	30年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	396千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	396千円
	営業費用	6,637千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	6,637千円
	営業損益	▲6,241千円	営業外損益	千円	経常損益	▲6,241千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	34,876.0 km			経常収支率	5.96 %	

  

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	396千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ')	396千円
	営業費用	6,637千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ')	6,637千円
	営業損益	▲6,241千円	営業外損益	千円	経常損益	▲6,241千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	34,876.0 km			経常収支率	5.96 %	

  

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	396千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ'')	396千円
	営業費用	6,637千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ'')	6,637千円
	営業損益	▲6,241千円	営業外損益	千円	経常損益	▲6,241千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	34,876.0 km			経常収支率	5.96 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
山陽	190円 30銭	190円 30銭	190円 30銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) <sup>2</sup> = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	190円 30銭	345円 74銭	190円 30銭	11円 35銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
山陽	1	江田島北部(朝夕便)	大須	江田島町	切串	365	日	1,095	回	往5.2Km (平均) 復5.2Km 5.2km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	100%	5,694.0km	
	2	江田島北部(朝夕便)	大須	江田島町	小用	365	日	##	回	往11.5Km 復11.5Km 11.5km	往0.0Km 復0.0Km 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km 0.0Km	100%	8,395.0km	
						日		回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	. km		
						日		回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	. km		
合計	系統								往7.7Km (平均) 復7.7Km 7.7km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			14,089.0km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	1,083,568 円	11円 35銭	64,626 円	1,018,942 円	1,018,942 円	1,018 千円	509 千円		
	2	1,597,568 円	11円 35銭	95,283 円	1,502,285 円	1,502,285 円	1,502 千円	751 千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		2,681,136 円	11円 35銭	159,909 円	2,521,227 円	2,521,227 円	2,520 千円	1,260 千円	3,413千円	1,260 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
山陽	1	1,018,942 円																		
	2	1,502,285 円																		
		円																		
		円																		
合計		2,521,227 円	1,261,227 円	円	%	1,261,227 円	100 %	円	%	円	%	円	%							

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ハ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	有限会社 能美タクシー	30年度
------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,205 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,205 千円
	営業費用	4,508 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	4,508 千円
営業損益	▲ 3,303 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,303 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間 1,551.6	経常収支率	26.73 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,905円38銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	776円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	沖美南部線	三吉	沖美町・能美町	中町	292 日	2,628 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	2,365.2 時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		
合計	系統					0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,365.2 時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	6,463,429 円	1,836,837 円	4,626,592 円	4,626,592 円	4,626 千円	2,313.0 千円		
		円	円	円	円				
		円	円	円	円				
		円	円	円	円				
合計		6,463,429 円	1,836,837 円	4,626,592 円	4,626,592 円	4,626 千円	2,313 千円	2741千円	2,313 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	1	5,034,967 円												
		円												
		円												
		円												
合計		5,034,967 円	2,721,967 円	円	%	2,721,967 円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持 事業に要 する国庫 補助額(千 円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
広島県	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線	411.0	411		デマ ンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:9・13・14・14-1・15・39系統:小 用バス停 ●上村汽船線:広島~西沖航路:切串港、瀬戸内 シーライン線:長~小用航路:小用港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定	③
江田島市	(株)江田島タクシー	(1) 江田島北部線 (朝夕便)	1,260.0	1,260		乗合バス型	① ②-(1)	●江田島バス線:2・4・14・15・16・39・44系統:小用 バス停 ●上村汽船線:広島~西沖航路:切串港、瀬戸内 シーライン線:長~小用航路:小用港...乗り継ぎに 適したダイヤの設定	③
	三高タクシー	(1) 沖美北部線	377.5	377		デマ ンド型	②-(1)	●江田島バス線:9・24・35・37・39・45系統:中町橋 橋バス停...乗換円滑化 ●瀬戸内シーライン線:広島~三高航路:三高港、 広島~高田・中町航路:高田港・中町港...乗り継ぎ に適したダイヤの設定	③
	(有)能美タクシー	(1) 沖美南部線	2,321.0	2,321		デマ ンド型	① ②-(1)	●江田島バス線:35・39系統:中町橋橋、24系統:長 長口...乗換円滑化 ●瀬戸内シーライン線:広島~三高航路:三高港、 広島~中町航路:中町港...乗り継ぎに適したダイ ヤの設定	③
合 計				4,369					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,369				国庫補助 上限額(千 円)	7,054

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	31年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	316 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	316 千円
	営業費用	977 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	977 千円
営業損益	▲ 661 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 661 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間 382.2	経常収支率	32.34 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,556円25銭	2732円.72銭	2,556円.25銭	826円.79銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	江田島北部	大須	江田島町	小用	143 日	572 回	0.7 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	400.4 時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		
合計	系統						0.7 時間	0.0 時間	0.0 時間		400.4 時間		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	1,023,522 円	331,046 円	692,476 円	692,476 円	692 千円	346.0 千円		
		円	円	円	円				
		円	円	円	円				
合計		1,023,522 円	331,046 円	692,476 円	692,476 円	692 千円	346 千円	3413千円	346 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
山陽	1	692,476 円											
		円											
		円											
		円											
合計		692,476 円	346,476 円	円	%	346,476 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	株式会社 江田島タクシー	31年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	396千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	396千円
	営業費用	6,637千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	6,637千円
	営業損益	▲6,241千円	営業外損益	千円	経常損益	▲6,241千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	34,876.0 km			経常収支率	5.96 %	

  

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	396千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ')	396千円
	営業費用	6,637千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ')	6,637千円
	営業損益	▲6,241千円	営業外損益	千円	経常損益	▲6,241千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	34,876.0 km			経常収支率	5.96 %	

  

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	396千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ'')	396千円
	営業費用	6,637千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ'')	6,637千円
	営業損益	▲6,241千円	営業外損益	千円	経常損益	▲6,241千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	34,876.0 km			経常収支率	5.96 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
山陽	190円 30銭	190円 30銭	190円 30銭	0.00 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前々年度をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 c × (1+(d÷2)) <sup>2</sup> = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
山陽	190円 30銭	345円 74銭	190円 30銭	11円 35銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			チ	リ	ヌ	ル				
山陽	1	江田島北部(朝夕便)	大須	江田島町	切串	365日	1,095回	往5.2Km (平均) 復5.2Km 5.2km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	往0.0Km (平均) 復0.0Km 0.0Km	100%	%	5,694.0km		
	2	江田島北部(朝夕便)	大須	江田島町	小用	365日	##回	往11.5Km 復11.5Km 11.5km	往0.0Km 復0.0Km 0.0Km	往0.0Km 復0.0Km 0.0Km	100%	%	8,395.0km		
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%	. km		
						日	回	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	%	%	. km		
合計	系統							往7.7Km (平均) 復7.7Km 7.7km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			14,089.0km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
山陽	1	1,083,568 円	11円 35銭	64,626 円	1,018,942 円	1,018,942 円	1,018 千円	509 千円		
	2	1,597,568 円	11円 35銭	95,283 円	1,502,285 円	1,502,285 円	1,502 千円	751 千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		2,681,136 円	11円 35銭	159,909 円	2,521,227 円	2,521,227 円	2,520 千円	1,260 千円	3,413千円	1,260 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
山陽	1	1,018,942 円																		
	2	1,502,285 円																		
		円																		
		円																		
合計		2,521,227 円	1,261,227 円	円	%	1,261,227 円	100 %	円	%	円	%	円	%							

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ハ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	有限会社 能美タクシー	31年度
------	-------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,205 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,205 千円
	営業費用	4,508 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	4,508 千円
営業損益	▲ 3,303 千円	営業外損益	千円	経常損益	▲ 3,303 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間 1,551.6	経常収支率	26.73 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
山陽	2,905円38銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	776円.61銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間		リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地			リ	ヌ				
山陽	1	沖美南部線	三吉	沖美町・能美町	中町	293 日	2,637 回	0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%	2,373.3 時間	
						日	回	時間	時間	時間	時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		
						日	回	時間	時間	時間	時間		
合計	系統					0.9 時間	0.0 時間	0.0 時間		2,373.3 時間			

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
山陽	1	6,485,564 円	1,843,128 円	4,642,436 円	4,642,436 円	4,642 千円	2,321.0 千円		
		円	円	円	円				
		円	円	円	円				
		円	円	円	円				
合計		6,485,564 円	1,843,128 円	4,642,436 円	4,642,436 円	4,642 千円	2,321 千円	2747千円	2,321 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
山陽	1	5,052,210 円												
		円												
		円												
		円												
合計		5,052,210 円	2,731,210 円	円	%	2,731,210 円	100 %	円	%	円	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

【参考】おれんじ号見直し基準について

1 現行の見直し基準

(1) 運行の見直し基準【平成 25 年度第 2 回江田島市公共交通協議会（H25.8.2 開催）で確認】

- ①上下便の稼働率がいずれも 50%（大須朝夕便は 25%）を下回る場合は減便  
※ただし、交通空白不便地域の移動手段確保のため、週 3 日・午前午後各 1 便は最低限確保する。
- ② 2 名以下の利用が全体の 9 割を超える路線（大須朝夕便を除く）は車両の小型化（セダン化）

(2) 運行の見直しの時期【平成 26 年度第 3 回江田島市公共交通協議会（H 26.11.25 開催）で確認】

- ①毎年 4 月から翌年 3 月までの運行実績をふまえ、翌年 10 月からの運行を見直す。（翌年 4 月から 9 月は運行する。）

2 平成 29 年 4 月以降の見直し基準について

- ・稼働率基準として大須朝夕便は 25%としているが、大須朝夕便については「稼働率」を「有人稼働率」と読み替える。
- ・これに伴い、江田島市地域公共交通網形成計画における評価指標についても、「稼働率」を「有人稼働率」と読み替える。

（江田島市地域公共交通網形成計画 P.33 抜粋）

2 具体的な事業内容

(1) まちづくりと連携した効果的・効率的な公共交通体系の構築

事業③ おれんじ号の利便性向上

■ 事業の概要

おれんじ号をより利用しやすくするため利用手続きなどの改善を検討します。  
航路や路線バスとのスムーズな乗り継ぎ、通院や買物などの移動のニーズに応じた効果的・効率的なダイヤへの見直しを図ります。

- ・利用者等のニーズを踏まえた効果的・効率的な系統やダイヤへの見直し
- ・利用者にとって利便性の高い乗降場所の検討



■ 事業主体：利用者，交通事業者，江田島市

■ 実施時期：平成 28 年度（2016 年度）から

評価指標	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	計測指標
航路利用者の前年比減少率 (%)	▲4.2% *現状値は 26 年度	▲3.5%以下	広島県港湾統計により計測
路線バスの年間利用者数 (万人)	70 万人 *現状値は 26 年度	70 万人以上	交通事業者への聞き取りにより計測
おれんじ号運行見直し基準 (稼働率) の目標を達成した系統の割合 (%)	50% (2/4 系統) *現状値は 26 年度	75% (3/4 系統) 以上	